

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ、日本経済金融公庫や中小企業金融協議所から、信用保証協会のセーフティネット保証・危機対応保証を貸付を支援します。

売上減少に伴い、 当面の運転資金を 調達したい方には	コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります 新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利息補給で金利負担が実質的に無利子となる制度です。企業価値の上昇が期待されるセーフティネット保証または危機対応保証は、民間金融機関から融資を受けるときに最大2.8割の保証を受けられる制度です。
既に受けた融資の 返済があるため、 追加の返済負担を 負いたくない方には	コロナ特別貸付は、最長5年間の据置期間があります 新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長15年の据置期間を調達できます。最長5年の据置期間で、当面元金返済が不要です。また、当初3年間は、利息補給で金利負担が実質的に無利子になります。 ※企業価値の上昇が期待されます。
業績悪化のため 既に受けた融資の 条件変更をしたが、 追加の運転資金を 調達したい方には	コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の対象からは外れません 新型コロナウイルス感染症特別貸付やセーフティネット保証、危機対応保証は、既に受けた融資の条件変更を行っていることだけを理由には支取対象から外れることはありません。
売上減少に伴い、 既に受けた融資の 返済ができない 方には	取引金融機関等に既に受けた債務等の条件変更を相談ください 経済産業省は、金融庁や財政省とともに、各金融機関等に対して、既に受けた融資の条件変更について、事業者の皆様の実情に応じて柔軟に対応できるよう要請しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談ください。
既存の仕入れルートが ストップし、代わりの ルートではコスト増、 売上減少が 見込まれる方には	セーフティネット貸付や一般保証を活用して資金調達を検討ください 日本経済金融公庫のセーフティネット貸付は、上限7割まで、最大据置期間3年とわかっており、当面の返済負担を軽減できます。信用保証協会の一般保証を利用して、民間金融機関から保証付きで借入れすることも可能です。

【資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先】

中津商工会議所 中小企業相談所 TEL:0979-22-250
 中小企業金融協議所 相談窓口 TEL:03-3501-1544

持続化給付金

国の令和2年度補正予算の成立が前提

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

【給付額】

前年の総売上(事業収入)
 ー (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)
 ※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等される可能性があります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表させていただきます。

経済産業省HP特設ページには、
 経済産業省新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
 または右のQRコードよりアクセスしてください。

【お問合せ先】

中小企業庁 金融・給付金相談窓口 03-3501-1544
 ※平日・休日9時00分～17時00分

新型コロナウイルスに関する 経営相談について

中津商工会議所は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている企業やお店を全力で支援します！

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた皆さま方へ、心よりお見舞い申し上げます。

中津商工会議所では、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しています。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、「受注・予約キャンセルにより売上が減少している」、「仕入れが滞っている」など、経営における相談を受け付けております。ぜひ相談窓口をご活用ください。

〈本件に関するお問合せ先〉
 中津商工会議所 中小企業相談所
 TEL:0979-22-2500

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】
 休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。
 ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
 ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、ア. 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していても助成対象とし、イ. 過去の支給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の支給日数を差し引きません)。

【既に講じている特例措置の内容】
 ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
 ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
 ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります。)
 ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加しているも助成対象としています。

【雇用調整助成金の経済上の理由の例】

- ・ 取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した場合
- ・ 行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行い、事業活動が縮小した場合
- ・ 市民活動が自粛されたことにより、客数が減った場合
- ・ 風評被害により観光客の予約キャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減った場合
- ・ 労働者が感染症を発症し、自主的に事業活動を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

特例以外の場合の雇用調整助成金	現行(一般の場合)	緊急対応期間(令和2年4月16日～5月31日)	(参考)リーマンショック時
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者(企業等)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者(企業等)	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業者(企業等)
生産指標確認(1か月10%以上低下)	生産指標確認(1か月10%以上低下)	生産指標確認(1か月10%以上低下)	生産指標確認(1か月5%以上低下)
就業推移が対象	拡大前	雇用調整助成金を受けられない労働者の就業状況の把握に努める(※生産指標確認は不要)	就業推移が対象
勤続年	拡大前	雇用調整助成金を受けられない労働者の就業状況の把握に努める(※生産指標確認は不要)	4年未満、2/3未満(就業履歴を把握しなかった場合は、2/3未満)
就業履歴が対象	対象期間の就業履歴を把握する(1月1日～3月31日)	対象期間の就業履歴を把握する(1月1日～3月31日)	就業履歴を把握する(1月1日～3月31日)
1年のクーリング期間が必須	クーリング期間の免除	同 定	クーリング期間の免除
6か月以上の就業履歴期間が必須	就業履歴期間要件の免除	同 定	就業履歴期間要件の免除
支給総額上限	同 定	同 定	3年100日

1. 上記の取扱いにあわせて、臨時給付金等の要件緩和、休業給付金の停止、支給額削減等の取扱いが行われます。併せて留意してください。
 2. 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、支給額を引上げる措置を別途検討する

お問合せ先
 大分労働局大分助成金センター
 ハローワーク中津
 電話：097-535-2100
 電話：0979-24-8609



会議所ニュース

中津商工会議所
 〒871-8510
 大分県中津市御町1383-1
 ☎0979-22-2250 FAX0979-22-1750
 発行所 中津商工会議所
<http://www.nakatsu-ccl.org/>

天道人に可なり
 天道人の理想は、人と対立し、進歩を妨げるものではない。むしろ、人を導き、進歩を促すものである。天道人は、人の善性を信じて、人を導くべきである。天道人は、人の善性を信じて、人を導くべきである。



Web & IT のネットワーク
 Office・Watanabe
 株式会社 オフィスワタナベ

【本社】
 大分県中津市永添2110-1
 TEL 0979-23-5383
 【豊後支店】
 福岡県豊前市大字八里 2251-4
 TEL 0979-23-5383
 【福岡支店】
 福岡県福岡市東区新町 2823-2
 TEL 0978-25-5258

- ### 紙面紹介
- 2 新型コロナウイルスに関する融資の情報
 - 3 新型コロナウイルス感染症の影響等に関する緊急アンケート
 - 4 マル経融資・生命共済制度 記憶代行・小規模企業共済制度のご案内
 - 5 青年部・女性会
 - 6 中津商工会議所管内 環境調査

退職金の準備は中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった
小規模企業共済
 こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
 自分で積み増すには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
 小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が、事業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
 掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
 共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
- 共済金の受給権は差押禁止
- 契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納などに事業資金等の貸付けが受けられます。 差押え以外は差押禁止債権として保護されます。
- ※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構 TEL:050-5541-7171 (共済相談室)
 小規模企業共済 検索 www.smrj.go.jp/skyosai

新型コロナウイルス対策マル経融資

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特別措置
 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げます。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。**3月17日より制度適用開始。**

【ご利用いただける方】
 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】
 運転資金、設備資金

【融資限度額】
 別枠1,000万円

【金利】
 経営改善利率1.21%(令和2年4月1日時点)より**当初3年間、▲0.9%引下げ→実質0.31%**

*金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策マル経」の金利引下げとの合計で3,000万円となります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本店または、お近くの商工会・商工会議所
 ※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



特別利子補給制度

国の令和2年度補正予算の成立が前提

日本政策金融公庫等の「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」、「**新型コロナウイルス対策マル経融資**」等若しくは「**中小企業等による危機対応融資**」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。
公庫等の既往債務の借換も実質無利化の対象に。

※新型コロナウイルス対策マル経融資及び公庫の既往債務借換は、令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】
 日本政策金融公庫等の「**新型コロナウイルス感染症特別貸付**」、「**新型コロナウイルス対策マル経融資**」若しくは「**危機対応融資**」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る)：要件なし
- ②小規模事業者(法人事業者)：売上高▲15%減少
- ③中小企業者(上記②を除く(事業者))：売上高▲20%減少
- ※小規模要件
 - ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
 - ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】
 ・期間：借入後当初3年間
 ・補給対象上限：(日本公庫等)中小事業1億円、国民事業3,000万円(商工中金)危機対応融資1億円
 ※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策マル経」の合計で3,000万円となります。
 ※令和2年1月29日以前に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合は、本制度の追及適用が可能です。

【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 03-3501-1544
 ※平日・休日9時00分~17時00分

無利子・無担保融資

※新型コロナウイルス感染症特別貸付に左記の特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業績悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用の拡大を行っている企業(ベンチャー・スタートアップ企業を含む。)など、前年(前々年)同期と単純比較できない場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月~12月の売上高平均額

※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含む、小規模に限る)は、別記に対する定型的説明も対象外対応。
【資金の使いみち】運転資金、設備資金 **【担保】**無担保
【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内
【融資限度額(別枠)】中小事業3億円、国民事業6,000万円
【金利】当初3年間 **基準金利▲0.9%**、4年目以降基準金利
 中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%
【利下げ限度額】中小事業1億円、国民事業3,000万円
 ※金利は令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策マル経」の合計で3,000万円となります。
 ※令和2年1月29日以前に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は追及適用が可能です。

【お問合せ先】

▶ **平日のご相談** 日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
 沖縄公庫 融資部第二部中小企業融資第一班：098-941-1785
 ▶ **土日・祝日のご相談** 日本公庫：0120-12476(国民) 0120-32790(中小)
 沖縄公庫：098-941-1795

信用保証付き融資における保証料・利子減免

国の令和2年度補正予算の成立が前提

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。

【対象要件】

- SN 4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。
- ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る)
 - ・売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ
- ②小規模事業者(①除く)
 - ・売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料1/2
 - ・売上高等前年同月比▲15%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ

【融資上限】3000万円 **【担保】**無担保
【据置期間】5年以内
【保証料補助割合】1/2 または 10/10
【金利補給期間】
 当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利
【既往債務の借換】
 信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表させていただきます。

【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 03-3501-1544
 ※平日・休日9時00分~17時00分

セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証とは?

経営の安定に支障が生じている中小企業者へ、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

- 幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。
- ※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

- 特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。
- ※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合
- ※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和(過去3ヶ月を含む。)の平均売上高の比較等)

※4号の対象地域及び5号の対象業種は?

- ◆ SN 4号：3月2日に全部道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN 5号：3月23日に令和2年度第1四半期分対象業種、587業種を公表。指定業種は経産省・中企庁HPをご確認ください。

※ご利用手続の流れ(4号・5号)

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を通じて、保証付き融資の申込みをさせていただきます。※3月23日以前都道府県を越えて市区町村に対し、金融機関等による代理申請の緩和や申請書類等の負担軽減、認定事務の効率化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
 ※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】

最寄りの信用保証協会
 ※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。



中津市の利子補給事業

大分県の新型コロナウイルス感染症にかかると緊急対策特別資金特別融資により借入を行った中小企業者等に対して、中津市が利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。
 ※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、今後検討してまいります。

【適用対象】

- 大分県の「**新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金**」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方
 - ①中津市内で事業を営んでいること
 - ②運転資金として借り入れた額が1,000万円以下であること
 - ③市税の滞納がないこと

【利子補給】

・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限：1,000万円
下記、特別資金制度の創設日(令和2年3月5日)に遡って対象とします。

参考：大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金の概要

【お申込みいただける方】	【申込窓口】	【融資限度額】	【融資期間】	【融資利率】
<ul style="list-style-type: none"> ○県内での、同一の事業を継続して6ヶ月以上(組合の場合は、構成員の過半数が6ヶ月以上)行っている方で、かつ ○新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月の売上高が前年同月比で3%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が3%以上減少することが見込まれる県内中小企業・小規模事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 指定金融機関(大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分信用組合、商工中金) 	1億6,000万円	10年以内(うち据置2年以内)	年1.30%
【申込窓口】	【保証利率】	ローネット保証または危険貯蓄保証の認定あり 年0.0%		
【担保】	原則として法人代表者を除いては保証人は求めません。担保については必要に応じて求めます。	年0.35%		
【取扱期間】	令和2年3月5日～令和2年9月4日			

【お問合せ先】中津市 商工農林水産部 商工振興課 商工振興係
 電話：0979-2-2111(内線：421・394)

会議室をお探しですか?
中津商工会議所 貸会議室のご案内

会議・研修・セミナー・面接・プレゼンテーション会場など用途に応じて幅広く利用可能

採用面接やミーティングなど25名まで収容可能な会議室、セミナーや会社説明会など150名まで収容可能なホールを当所会員であれば格安料金でご利用いただけます。

会議室名	フロア	最大定員	会員料金(税込) / 1時間		一般料金(税込) / 1時間	
			平日8:00~17:00	平日17:00~22:00(休日6:00~22:00)	平日8:00~17:00	平日17:00~22:00(休日6:00~22:00)
研修室	2階	~25名	1,600円	1,900円	1,900円	2,200円
議員会議室	2階	~60名	5,500円	6,500円	6,500円	8,000円
ホール	3階	~150名	2,200円	2,600円	2,600円	3,000円

※令和元年10月1日以後の消費税増税に伴い料金が変わりました。

お問い合わせ 中津商工会議所 総務課 TEL 0979-22-2250 URL : <http://nakatsu-ccl.org/publics/index/10/>

中津商工会議所 新規会員募集中!

オリコミチラシ募集中!

中津市の事業所に届けたい 広告ありませんか?

商工会議所・会員2,000社にダイレクトに届く!!

会員事業所限定・先着順

● 宛付先は中津市所を中心とする商工会議所の会員事業所だけ
 ● ダイレクトメールの発送や、各種の費用がかかるマスメディア向けのチラシ発行はと比べて、コストが低く行えます。
 ● 貴事業所のチラシを中津大会議所発行の会報誌ニュースに折り込み、会員事業所にお届けします。

ビジネスPR便料金 20,000円(税込)

【お問い合わせ】
 中津商工会議所 TEL 0979-22-2250

中津商工会議所 新規会員募集中! メールマガジン登録募集中!

かんたん!! メールマガジンの登録方法

右記のQRコードをスマートフォンで読み込んで空メールを送信

もしくは『1257259@1lejend.com』に空メールを送信してください

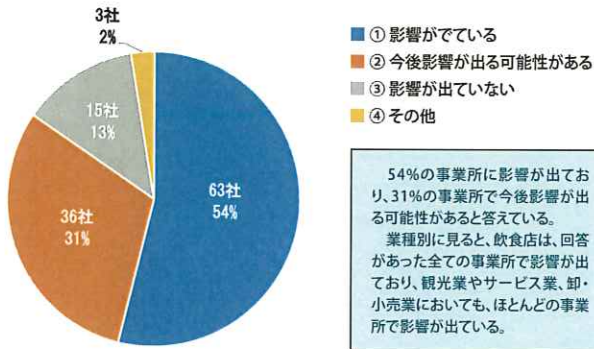
特 集

中津商工会議所 特別調査レポート

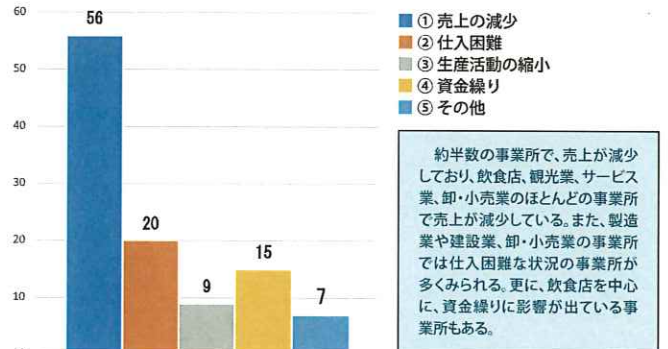
新型コロナウイルス感染症の影響等に関する緊急アンケート

新型コロナウイルスの感染拡大が、企業活動にも大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、その実態を把握するため、中津商工会議所において、令和2年3月9日～19日にかけて、会員企業200社を対象に緊急アンケート調査を実施し、117社から回答を得て、とりまとめました。

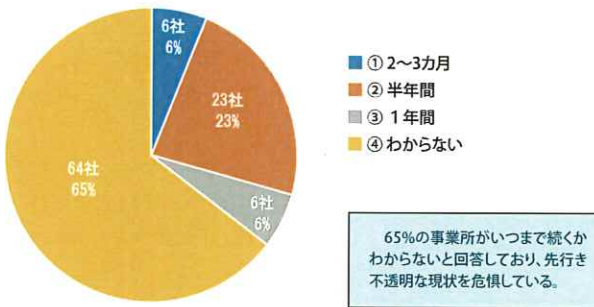
Q1. 新型コロナウイルスの発生によって、企業活動に悪影響が出ていますか



Q1-2. Q1で「影響がでている」と回答した企業に伺います。具体的にどのような影響が出ていますか(複数回答可)



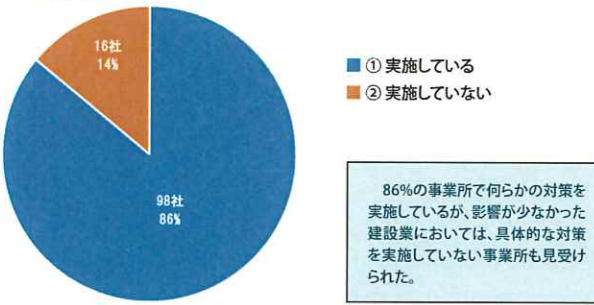
Q1-3. Q1で「影響が出ている」または「今後影響が出る可能性がある」と回答した企業に伺います。どのくらい影響が続くと思いますか



Q1-4. Q1で「影響が出ている」または「今後影響が出る可能性がある」と回答した企業に伺います。影響は直接的なものですか、間接的なものですか(複数回答可)

- ① 直接的影響 (70社)
【主な内容】・ 催事、イベント等の中止、団体客キャンセルによる売上減少(飲食店)
・ 中国からの部品調達遅延(製造業、建設業)
・ 設備投資の停滞(建設業)
・ 取引先への訪問制限による営業機会の損失(建設業)
・ 顧客先訪問制限を受けている(専門技術サービス業)
- ② 間接的影響 (43社)
【主な内容】・ 消費マインドの低下による来客数の減少に伴う売上減少(製造業)
・ 工場の稼働減による従業員の労働意欲の低下(製造業)
・ 人材育成機会の損失(製造業)
・ 従業員の感染リスク対策(多業種より)
・ マスクの入手困難(小売業)

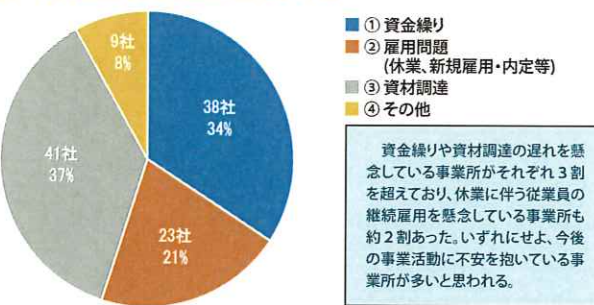
Q2. 新型コロナウイルスの拡大に備え、何か対策は実施していますか



Q2-2. Q2で「実施している」と回答された方に伺います。その対策は何ですか(複数回答可)



Q3. 今後懸念される問題は何ですか



【主な具体的な内容】

- ・ いつ終息するかわからない中、いつまで自己資金でいけるか不安である。(飲食業)
- ・ 融資を受けたとしても、返済できるかどうか不安である。(飲食業)
- ・ 得意先の生産停止に伴う休業の長期化や雇用の維持(製造業)
- ・ 中国向け輸出案件のキャンセル(製造業)
- ・ 新卒採用活動対応、顧客先訪問制限(建設業)

Q4. 県、市、商工会議所へのご意見・ご要望等

- ・ 休業に伴う派遣社員への休業補償支払いに対する補填
- ・ 迅速な情報提供をしてほしい
- ・ マスクや消毒液の流通のフォローをお願いしたい
- ・ 学校休校の一刻も早い解除をお願いしたい
- ・ 社内で感染者が出た場合の手順を開示してほしい
- ・ 消費活動の推進
- ・ 基本的な対応マニュアルを作成してほしい
- ・ 具体的な各種支援策を開示してほしい
- ・ アンケート等で集めた情報のフィードバックをお願いしたい
- ・ このような時だからこそ「地産地消」を推進
- ・ 経済活動の支援をしてほしい
- ・ マスク、消毒液等の配布してほしい
- ・ 中津市内に感染者が発生した場合の対応が知りたい
- ・ 地域独自のものも含め、具体的な各種支援策の周知をお願いしたい
- ・ キャッシュレス化に伴う手数料が高すぎるため、小企業は利益が更に低下(手数料を)負担する等の対策をしてほしい

経営改善を図るなら！ マル経融資のご案内

(小規模事業者経営改善資金)

小規模事業者のみなさまが事業用資金の借入を検討されている場合、20人までの事業者が対象となる「マル経融資」が、新たな融資対象となり、助めたい融資制度です。

「マル経融資」は、2019年6月現在、金貸付(通称「マル経融資」)の制度は、全国各地方の商工会議所が行う経営指導に基づき、事業者を商工会議所が推薦し、無担保・無保証で日本政策金融公庫が融資するものです。

融資対象となる事業者は、先ず、自らが融資の対象となるかどうかを「マル経融資」の要領(小規模事業者)に照らし、大抵、融資限度額も200万円以内(うち、平成26年1月1日から、サービス業の少くとも1ヶ月以上前に商工会議所に推薦依頼を行ってください。

「もしも」や「まさか」に備えて安心！ 生命共済ご加入の おすすめ

役員および従業員の福利厚生制度に活用いただけます。

生命共済制度は、会員の事業所の発展を願って、中津商工会議所が推進している福祉事業のひとつです。保険としての保障に加え、大分県商工会議所連合会独自の見舞金・祝金制度を備えており、多くの事業所様にお役立ただいたしております。

生命共済制度は、会員の事業所の発展を願って、中津商工会議所が推進している福祉事業のひとつです。保険としての保障に加え、大分県商工会議所連合会独自の見舞金・祝金制度を備えており、多くの事業所様にお役立ただいたしております。

保障内容【2口コースの場合】

お支払い事由	保険金額・給付金額(定期保険(団体型))
死	所定の不慮の事故により死亡されたとき(死亡保険金+災害保険金) 500万円
亡	上記以外の事由により死亡されたとき(死亡保険金) 100万円
入院・治療	所定の不慮の事故により入院されたとき(入院給付金) 一日につき3,000円(1日以上60日限度)
	ガンにより入院されたとき(ガン入院一時金) 4万円
	6大生活習慣病により入院されたとき(6大生活習慣病入院一時金) 2万円
	がん治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき(がん先進医療一時金) 10万円

※記載の内容は生命共済制度の内容の一部を記載したものです。ご加入にあたっては、パンフレット・重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご確認ください。

大分県商工会議所連合会独自の給付制度の内容

給付内容	給付金額
事故通院見舞金	ご契約の給付金額(最大30,000円)
結婚祝金	2口以上、一律10,000円
出産祝金(女性本人のみ)	2口以上、一律10,000円
成人祝金	2口以上、一律10,000円
日本商工会議所・東京商工会議所 検定3級以上合格祝金	一律5,000円
病氣入院見舞金	10日以上 ご契約の給付金額(最大10,000円) 20日以上 ご契約の給付金額(最大20,000円)
PET(ペット)健診助成金	ご契約の給付金額(最大10,000円)
75歳満了記念品	記念品贈呈

※大分県商工会議所連合会独自の給付制度は、運営費の一部によつてまかなわれます。詳細については、「生命共済 見舞金・祝金制度」規約にてご確認ください。

※推薦には、商工会議所内のマル経審査会で審査することが義務づけられているため、審査会の開催日程と推薦依頼日の兼ね合いによつては、決定までに時間がかかることがあります。

マル経融資の推薦にあたっては、当時の経営指導員が「マル経融資」の審査とヒアリングを行って推薦書を作成し、その推薦書の担当となった経営指導員と一緒に書類を作成して、事前に当所の経営指導員に協力を要請し、計画策定段階から経営内容や改善策を相談することが有効な方法の一つです。どんな経営指導員を活用するかを勧めさせていただきます。

●運転資金として…仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなどに
●設備資金として…工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入などに
ご活用ください。

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
ご融資額	2,000万円以内	
ご返済期間(うち据置期間)	7年以内(1年以内)	10年以内(2年以内)
利率(令和2年2月現在)	1.21% (固定) ※利率は、金融情勢によって変動します。	
担保など	無担保・無保証人	
ご利用いただける方	◆常時使用する従業員(役員・専従者・パートを除く)が、商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)……5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業……20人以下 製造業・その他……20人以下 ◆商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けている ◆最近1年以上、同一会議所の地区内で事業を営んでいる ◆納期の到来している税金をすべて完納している ◆日本政策金融公庫の融資対象業者である	

※融資額が1,500万円を超える場合は別途、事業計画書が必要です。

経営者の退職金・節税対策にも有効です 小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度は、小規模事業者の個人事業主・共同経営者の役員・専従者・パート等を含む、または会社等の役員の方やめられたり退職された方、または生活の安定や事業の発展を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。これは「一経営者の退職金・節税対策」に有効な制度として活用されています。

小規模企業共済制度の特長

- 全額で25万円の経費が加入できる
- 掛金は全額所得控除
- 無利の貸付金(月額100万円/7.75%の範囲で自由に選択)
- 共済金の受取りは一括・分割・併用の3タイプ
- 受取り時も税制面で大きなメリット(共済金の受取りは、一括・分割・併用の3タイプ)

①前期・前々期の決算書(決算後6ヶ月を経ているものは最近の試算表)
②前期・前々期の税務署受付印のある確定申告書(控)
③法人税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
④登記事項証明書
⑤見積書・契約書など

①前期・前々期の青(白)色決算書(控)
②前期・前々期の税務署受付印のある確定申告書(控)
③所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
④見積書・契約書など

正しい記帳は経営安定の第一歩 はじめてみませんか？

記帳代行は、税務申告や経営状態の把握のために日々帳簿をつける必要があり、しかし日々のお金の出入れをきちんと管理して記録し、その後は大抵のことは専門知識がなければ処理方法がわからない部分も数多く生じます。手間も人も専門知識も必要とする経理事務を代行するのが記帳代行です。

毎日の取引を当所指定の日計表に記入し、毎月1回提出するだけで、元帳・残高試算表・各月の売上比較表を作成できます。総勘定元帳への転記や残高試算表を作成することは、とても時間がかかり直接売上に影響が与えられます。記帳代行サービスを利用すれば、中津商工会議所の専門職員が代行しますので、その時間本来の業務に専念できます。

人力の結果は、すべてパソコンにより計算処理され、毎月の財務状況・経営成績が正確に分かるようになります。今後の経営指針とすることが可能です。

また、融資に関するご相談や、半々調整などのサービスも受けられるようになります。

記帳代行のメリット

- 記帳代行を始める事で、複数の帳簿に振り分けられたり、試算表などを作成する時間が短縮されます。
- また青色申告の特別控除65万円の特典が受けられるため、節税につながります。
- 青色申告で最大65万円の特別控除が受けられます。
- 毎月の試算表を作成。融資や借入れがスムーズにいきます。
- 希望により、経営指導員による経営相談も行います。

平成26年より白色申告事業者においても、青色申告のメリットが最大限に活用できるようになりました。記帳代行を利用して、帳簿の整理と青色申告を目指しましょう。

記帳代行に関する詳細な内容につきましては、中津商工会議所中小企業相談所までお問い合わせください。

記帳代行の料金 (個人事業主対象) ※令和元年10月1日以降の消費税増税に伴い料金を改定します。

項目	料金
記帳代行料	毎月 7,500円(税込) ※前年分の資料を2月以降に提出したものは月額8,000円
決算代行料	記帳代行先: 21,000円(税込) / 記帳代行先以外: 25,000円(税込)
消費税代行料	本則課税 記帳代行先: 11,000円(税込) / 記帳代行先以外: 22,000円(税込) 簡易課税 記帳代行先: 5,500円(税込) / 記帳代行先以外: 11,000円(税込)
営業日誌(日計表)	1冊 400円(税込)

※記帳代行・決算代行は各事業所に沿ったサービスを提供しております。まずはお気軽にご相談ください。

掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

課税される所得金額	加入後の節税額(=a-b)					
	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額10万円
200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	20,700円	56,900円
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円
600万円	1,393,700円	1,357,200円	1,284,200円	1,138,100円	36,500円	109,500円
800万円	2,034,200円	1,994,100円	1,913,700円	1,753,000円	40,100円	120,500円
1,000万円	2,806,000円	2,753,300円	2,648,700円	2,439,900円	52,400円	157,300円

※1 「課税される所得金額」とは、その年の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

※2 税額表は、平成28年1月1日現在の税率に基づき、所得額と課税額を対応させて計算しています。住民税均等割については、5,000円以下にしています。

※3 節税額の計算については、中小企業共済の「加入シミュレーション」にてご利用ください。(http://www.smj.go.jp/skyosal/simulation/)

掛金月額のお支払いは、一括でも分割でも受け取れます。10年分割に受け取る場合は、4回から、年6回となり、支給回数が増え、現在の年4回から、年6回となり、掛金の範囲が広がります。

共済金の受取りは、一括でも分割でも受け取れます。10年分割に受け取る場合は、4回から、年6回となり、支給回数が増え、現在の年4回から、年6回となり、掛金の範囲が広がります。

掛金の受取りは、一括でも分割でも受け取れます。10年分割に受け取る場合は、4回から、年6回となり、支給回数が増え、現在の年4回から、年6回となり、掛金の範囲が広がります。

懸賞ナンプレ

応募方法が簡単になりました!

A		9	2		
	3				5
		8	7	5	
2	1		9		5
	3			4	
4		5		3	1
	6				
		3	1		B

ナンプレのルール
● 1～9の数字が各マスに入る。● 各行・各列・各3×3の小領域に同じ数字は1つだけ入る。

『農家レストラン洞門パティオギフトセット』をプレゼント!!

『農家レストラン洞門パティオ』は、地元産の新鮮な食材を使用したギフトセットをプレゼントいたします。お申し込みは、お電話またはお申し込みフォームからお願いいたします。

3月までの懸賞ナンプレ
解答
679114283
348527196
291638457
814296735
975381624
623745819
136879542
452163978
789452361

新型コロナウイルス感染症緊急販路開拓支援

テイクアウト&特別販売 応援掲示板

中津商工会議所

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急支援として、特別販売応援掲示板を設置いたします。掲載を希望する事業所様は、後述のQRコードから掲載申込フォームにご入力いただき、お申し込みをお願いします。

掲載は無料ですが、是非ご利用ください。

【応募方法】 問題のA+B(黄色いマス)の合計と住所・氏名・電話番号・事業所名を明記して下記の宛先もしくはFAXにてご応募ください。

宛先 中津商工会議所『懸賞ナンプレ』プレゼント係
〒520-8510 大分県中津市津町1383-1
2020年5月15日(金)必着

FAXの方 → 0979-22-1750・郵送の方 → 〒871-8510 大分県中津市津町1383-1
※当懸賞は毎月1回抽選の予定です。抽選結果は抽選当日の抽籤結果を以て決定し、抽籤結果は一切取りません。当懸賞はなくなり、お返し方法は異なります。

議員変更

中津商工会議所 議員変更

理事 長野 健一 (新任)
副理事 黒沢 周次
常務理事 田中 希
常務理事 近藤 奈々 (新任)

事務局長 兼 中小企業相談所長 長野 健一 (新任)

総務部総務課
総務課長 黒沢 周次
近藤 奈々 (新任)

総務部業務課
業務課長 吉富 紀巳
古田 浩史

中小企業相談所
指導課長(経営指導員) 河野 拓也
係長(経営指導員) 金枝 由紀子
主任(経営指導員) 吉田 英司
主任(経営指導員) 吉田 孝治
主任(経営指導員) 吉田 孝治
経営支援員 中山 康
経営支援員 相良 貴夫
経営支援員 相良 真央
事業推進員 藤田 博久

ジョブカフェ大分中津サテライト
コーディネーター 奥田 吉弘
若年者就職相談員 古門 聖子

中津市人材バンク就職支援事業
コーディネーター 牧野 金生 (新任)

2020年度 中津商工会議所 青年部スローガン

「共に学び、共に成長」

青年部スローガン

共に学び、共に成長。先導者な気概を持った他社との連携が、中津商工会議所青年部の活動の中心となります。

中津商工会議所管内 景況調査 9.5ポイント悪化

中小企業相談所が3月中に実施した中津市内の中小企業の景況動向アンケートによると、回復の予兆がほとんど見られず、引き続き厳しい状況が続くと見込まれます。

景況指数は9.5ポイント悪化。これは、前年同期比で12.2ポイント悪化、前年同月比で1.7ポイント悪化です。

売上実績は好転が減少し、売上の見込みも減少しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店では、団体の予約がほとんどキャンセルになり、大きな影響を受けました。

資金繰りについては、悪化28%、好調4%、不変68%と見込まれています。

今後の設備投資内容としては、OA機器20%、事業用土地10%、事業用建物20%、運搬設備20%、生産・販売設備20%と見込まれています。

女性会

女性会は、仕事では役割や立場を離れ、仲間として支え合っています。私生活においても、互いに支え合っています。

毎年の中旬中旬開催される「中津市女性会」は、中津市内外から多くの女性が集まり、交流の場となっています。

今年も、中津市内外から多くの女性が集まり、交流の場となっています。

女性会は、毎日本体温感を測り、感染症を予防するための取り組みを行っています。

自分が「誰か」に

率先して実行する意欲を持って、率先して実行する意欲を持って、率先して実行する意欲を持って...

率先して実行する意欲を持って、率先して実行する意欲を持って、率先して実行する意欲を持って...

令和2年度 商工会議所検定試験

日商簿記検定試験日程

回・級	試験日	受付期間
第1555回 1級～3級	4月6日(月) 中止	4月6日(月)～5月15日(金)
第156回 1級～3級	11月15日(日)	9月7日(月)～10月16日(金)
第157回 2級～3級	2021年 2月28日(日)	12月21日(月)～1月29日(金)

リテールマーケティング(販売士)検定試験日程

回・級	試験日	受付期間
第86回 2級～3級	7月11日(土)	5月11日(月)～6月19日(金)
第87回 1級～3級	2021年 2月17日(水)	12月14日(月)～1月22日(金)

レジ袋有料化

2020年7月1日スタート

レジ袋削減にご協力下さい

環境問題解決の第一歩

中津商工会議所は3010(さんまるいちまる)運動を推進しています!

宴会/食べきり おおいした3010運動

みんなで楽しく、食べきり、おおいした3010運動を推進しています!

宴会の始めの30分と、終わりの10分は、みんなで席に着いて、お料理をいただきます。

あなたの
ナイスパートナー
商工会議所に
ご入会ください。

私たちは、地域総合経済団体として、
地域の未来を拓くため、
中小企業の活力強化と地方創生を、
全力で応援しています。



撮影場所：東京商工会議所ビル

ビジネス総合保険制度と業務災害補償プランで事業活動リスクを包括的にカバーします！

ビジネス総合保険制度

PL・情報漏えい・業務遂行などによる賠償リスクや事業休業リスク、財産の滅失・損壊や、工事に係る事故等のリスクを総合的に補償します。

● 会員事業者を取り巻く様々な事業活動リスクからお守りします。

従来の
保険契約

モレやダブルがないか不安
ご契約手続きが
保険ごとに必要

→

保険の是非を
しませんか？

全国商工会議所
ビジネス
総合保険制度

スッキリ
補償の
ポイントが
ご契約手続きを
一本化!

- 全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な保険料
- 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブルを解消し、一本化して加入可能
- 賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、サイバー、施設、業務遂行等)のリスクを総合的に補償
- 災害(火災、震災、水災、雪災、地震等)に遭った際の休業損失を補償
- 情報漏えいの補償に加え、サイバー攻撃の際の対応費用も補償

おかげさまで
4万円

業務災害補償プラン

従業員の通勤・業務時のケガや企業の損害賠償責任を補償します。

● 多様化・複雑化の傾向にある「労災事故」から会社も従業員もお守りします。

労災認定件数が
増加

短期間労働者、パート、
アルバイト、派遣社員等
非正規雇用労働者の
増加

高額な賠償事例が
発生

2014年労働安全衛生法改正で
企業の安全配慮義務の
厳格化

↑

増加

↑

増加

↑

発生

↑

厳格化

あなたの会社が
「業務災害補償プラン」に加入していれば!

あなたの
会社には…

資金繰りに影響を与えることなく、
高額な損害賠償金が支払い可能に!

従業員には…

短期間労働者、パート・アルバイト、派遣社員等
非正規雇用労働者でも包括補償で安心!

- 全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な保険料
- 労災賠償に備える「使用者賠償責任保険」を標準セット
- 政府労災保険の給付を待たずに保険金のお支払いが可能
- 政府労災保険への加入が必要ですが(使用者賠償責任保険は給付決定後の支払いになります)。
- 契約は無記名式。短期間労働者やパート・アルバイト・派遣社員等も包括補償
- 掛金は売上高と業種で算出、掛金は全額損金算入可能
- 「健康経営優良法人」に認定された事業者に対し、通常の割引後にさらに5%の上乗せ割引を適用

おかげさまで
8万円

商工会議所の保険制度HP <https://hoken.jcci.or.jp> 制度運営 日本商工会議所 お問い合わせ先 中津商工会議所 中津商工会議所 後援

●本内容は制度概要を示したものです。詳しくは、中津商工会議所までお問い合わせください。 ●本広告は、日本商工会議所が有限会社石垣サービスの協力のもと、作成したものです。
このほかにも会員事業所従業員の福利厚生を目的とした「生命共済制度」「特定退職金共済制度」など、各種共済制度を取り扱っております。詳しくは、中津商工会議所までお問い合わせください。

